

省エネ法に基づくエネルギー使用量の情報開示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

水野賢一

参議院議長 西岡武夫殿



省エネ法に基づくエネルギー使用量の情報開示に関する質問主意書

経済産業省は、省エネ法に基づき、エネルギーの大口需要家からその使用量について定期報告を受けている。その情報について本年八月二十五日の参議院経済産業委員会、農林水産委員会、環境委員会連合審査会において海江田万里経済産業大臣（当時）は「これはできるだけ公開をするようにということを言いまして、（中略）それはできるだけ出すようにということを役所に対して申し上げましたし、そういう姿勢で臨むということは今私から委員に対してお答えを申し上げます」という答弁をしている。そこで、以下質問する。

一 同答弁の後、新内閣が発足した。現内閣・現経済産業大臣も同じく情報公開を促進すべきだという認識を持っているか。

二 同答弁後、エネルギー使用量について新たに公開したものはあるのか。また、開示請求を受ければ公開するという方針に転じたものはあるのか。

三 同答弁は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の審議の中であったものであり、文脈からすると電気の使用量については情報公開に前向きと理解するが、重油、天然ガス、石

炭といった他のエネルギーの使用量についての情報公開にも同様の姿勢と考えて良いか。

四 電力使用量について、現在、いくつの事業所のデータを非公表にしているのか。非公表にしている事業所名も併せて、示されたい。

五 電力使用量について公表可能と政府が考える事業所について、その事業所の名称、住所及び電力使用量をすべて明らかにされたい。

六 電力使用量について非公表にしているデータがあるとするば、いつ頃までに公開するのか。

七 電気以外のエネルギーの使用量のデータについては、現在、いくつの事業所のデータを非公表にしているのか。開示請求があっても公開できない事業所があるとするば、その事業所名を明らかにされたい。

右質問する。